

災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に係る介護補償額の改定について

☞非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(令和7年総務省告示第269号。以下「改正告示」という。)の施行に伴い、介護補償の額を改定する。

1 内 容

1 趣 旨

- 区内で災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、区長等の指示により、応急措置の業務等に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、区は条例に基づき療養補償、休業補償、介護補償等の損害補償を行うこととなっている。
- 介護補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令335号)第6条の2第1項に規定する「総務大臣が定める金額」に基づいている。
- 令和7年8月1日に「総務大臣が定める金額」を改める改正告示が施行されたことに伴い、条例で定める介護補償の最高限度額を改定する。

2 改定内容

○介護補償額（月額）の改定 第10条の2第2項関係

区分		現行額	改定額	増減額
常時介護	最高限度額	177,950円	186,050円	8,100円
	最低保障額	85,490円	変更なし	－
随時介護	最高限度額	88,980円	92,980円	4,000円
	最低保障額	42,700円	変更なし	－

2 改正を要する条例

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）

3 施行年月日等

施行年月日：公布の日
適用年月日：令和7年8月1日